

登録完了のメールが届きます。  
(完了)

■問い合わせ

総務課

☎893-1113

お知らせ  
インターネット  
公売の開催について

町では町税や保険料、保育料などを滞納した場合、滞納処分(差押)を行っています。

財産を差押えた場合、Yahoo!官公庁オークション(せり売り)にて公売しますので興味のある方は是非ご参加ください。

詳細は町公式ホームページ  
(<http://www.town.inokochi.jp/>)内の「インターネット公売」からアクセスしてください。

なお、実際の物件の下見会についても同ホームページをご覧ください。

■問い合わせ  
税務課

☎893-1118



お知らせ  
森林整備に関する補助  
事業などの説明会の開催

町では、森林の健全化及び林業振興を図るため、森林所有者などの方々を対象に、国及び県と連携しながら様々な支援策を実施しています。

この支援策の具体的な内容についての説明会を実施しますので、皆さんお気軽にご参加ください。

▼日時及び会場

- ・10月16日(木) 19時
  - ・10月23日(木) 19時
  - ・10月30日(木) 19時
- すこやかセンター伊野  
天王コミュニティセンター

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322



お知らせ  
森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんのお恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115



お知らせ  
森林の土地の所有者  
届出制度のお知らせ

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地